

改正土壤汚染対策法が、平成22年4月1日から施行されました。

クロロカーボン衛生協会

最初の土壤汚染対策法は、平成15年2月に施行されました。

この法により、施行以来今日まで「土壤汚染による国民の健康被害の防止」および「土壤環境の保全」に一定の成果を上げてきましたが、5、6年が経過すると、法の内容が世の中の状況と合わない点や、当初予測が困難であった事象なども現れてきました。このため平成19年から見直しが行われ、21年4月に改正法が公布、22年4月1日から施行されました。

この改正土壤汚染対策法について、クロロカーボンに関連する部分を中心に概要を紹介します。

1. 改正の背景(平成15年の施行以来、明らかになってきた問題点)

- ①土地売買や再開発等の際に土壤汚染の調査・対策が広く行われるようになり、土壤汚染対策法の対象範囲外で、土壤汚染が判明することが多くなった。
- ②汚染の対策として盛土又は封じ込めで十分な場合でも、掘削除去が選択されることが多く、その結果として、
 - ・ 多額の費用がかかることから汚染された土地の塩漬け、放置(いわゆるブラウンフィールド問題)が今後深刻化するおそれが出てきた。
 - ・ 現場から搬出される汚染土壤が不適正に処理される懸念がある。

顕在化してきたこれらの問題点に対処すべく、土対法の改正審議が行われ、今回の改訂となりました。

2. 法改正の概要

①土壤汚染調査の契機の拡大

これまで、有害物質使用特定施設を廃止する場合、及び土壤汚染により人の健康障害が生じる恐れがあると都道府県が認めた場合が調査の契機でしたが、今回は大規模開発などで3000㎡以上の土地の形質を変更する場合も土壤汚染調査の契機の対象となりました。(注:形質変更とは、土地の形状または性質の変更を言い、具体的には掘削、宅地造成、土壤の採取等を言う。)

3000㎡以上の土地の形質変更をする際には、都道府県知事へ届けなければなりません。届け出を受けた自治体等は、その土地の履歴等から汚染のおそれを判断して、ありと判断した場合には、調査命令を発出します。

これらの3つの契機によって土壤汚染の調査義務が発生すると、まず指定調査機関による地歴の調査を実施しなければなりません。以下、調査対象物質の確定、調査対象地の分類、採取ポイントの設定、資料採取・測定、調査結果の評価を行い、その結果を速やかに都道府県知事に報告する必要があります。

なお、この地歴調査・資料採取調査は、省略することも可能です。(いわゆる、ギブアップ制度)この場合、調査を行っていない物質については、基準量を超過しているものと見なされます。

以上は都道府県知事の命令に基づく調査から報告までの流れですが、もう一つ自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、②に述べる規制対象区域として指定することもできることとなりました。

②規制対象区域の分類と講ずべき措置の明確化

①の調査結果の届け出を受けた都道府県知事は、濃度基準への該当性判断を行い、基準値以上の場合には、更に健康被害のおそれがあるか否かの判断をします。

健康被害のおそれがある場合には、**要措置区域**(盛り土、封じ込め等の対策が必要)に、ない場合には**形質変更時要届出区域**(土地の形質変更時に届出が必要)に指定します。(改正前の指定区域が2つの区域に分けられました。これが改訂のポイントの一つです。)

具体的には、近くに飲用井戸がある場合に要措置区域に指定され、ない場合には汚染の度合いによらず形質変更時要届出区域に指定されます。現在のところ、ほとんどのケースが形質変更時要届出区域に分類されるだろうと予想されています。

・要措置区域

要措置区域に指定されると、一定期間内に汚染の除去等の措置を講じなければなりません。その措置には、遮水工封じ込め(原位置浄化)、土壌汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止が同等にあげられています。

・形質変更時要届出区域

文字通り、土地の掘削等を行う場合に、届出が必要な区域です。土壌が汚染されていても、形質変更しなければ対策をとる必要はありません。また、軽微な変更については届出が除外されます。

③搬出土壤の適正処理の確保、指定調査機関の信頼性の向上

②で指定された2つの区域内の土壤を搬出する際に厳しい規制がかけられます。具体的には、事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理基準に違反した場合の措置命令などです。

また、産業廃棄物処理と同様な規制、すなわち搬出土壤に関する管理表(マニフェスト)の公布及び保存の義務が課せられ、搬出土壤処理業についての許可制度が新設されます。

また、土壌汚染を調査する指定調査機関の信頼性を向上させるために、指定の更新(5年毎)や、技術管理者の設置も義務づけられました。

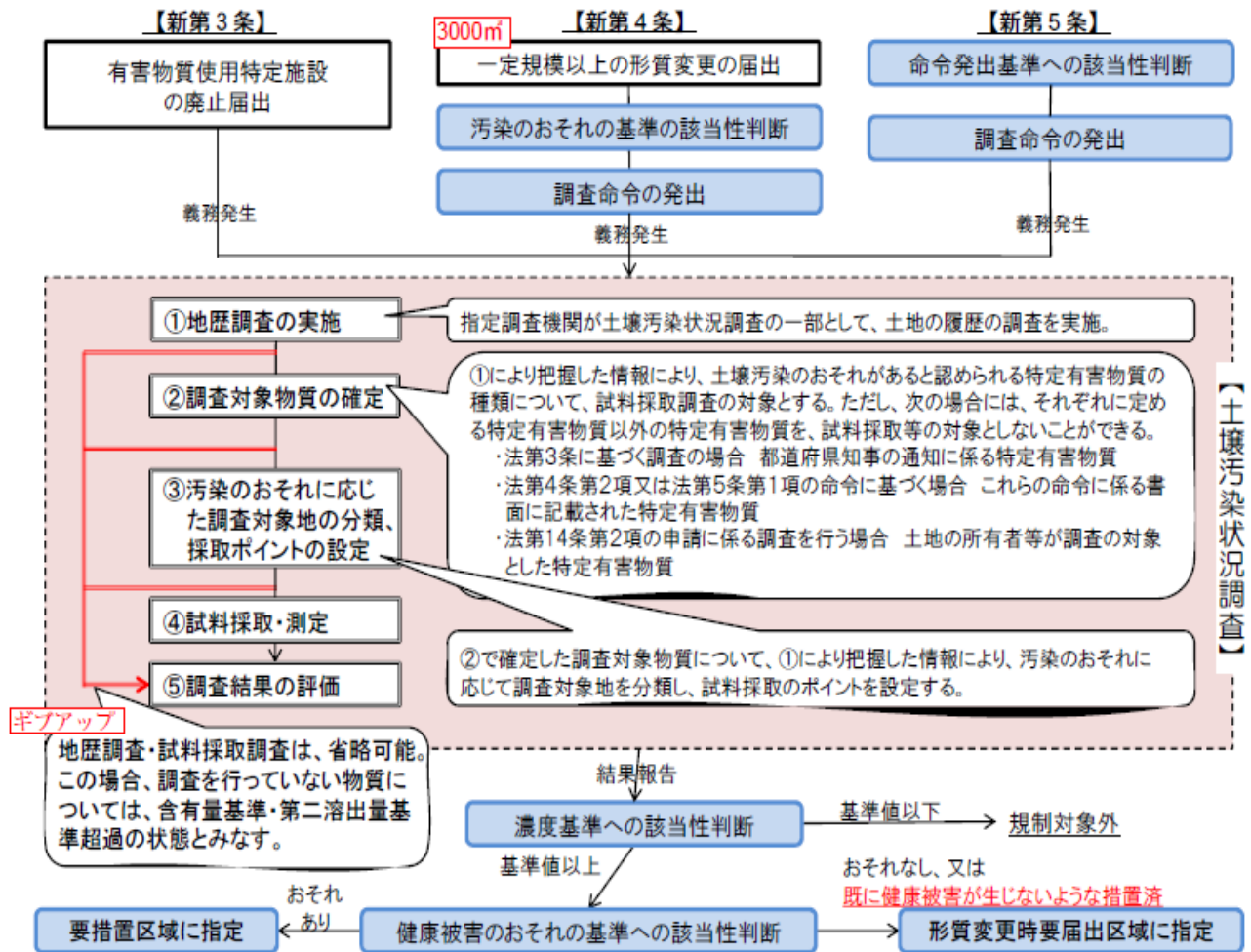
以上が、改正土対法の概要です。①、②の調査の流れを図式化したもの(環境省 中央環境審議会 土壌制度小委員会資料に一部加筆)を次頁に示しました。

改正後の調査の流れ【新第3条～新第5条関係】

都道府県知事の手続

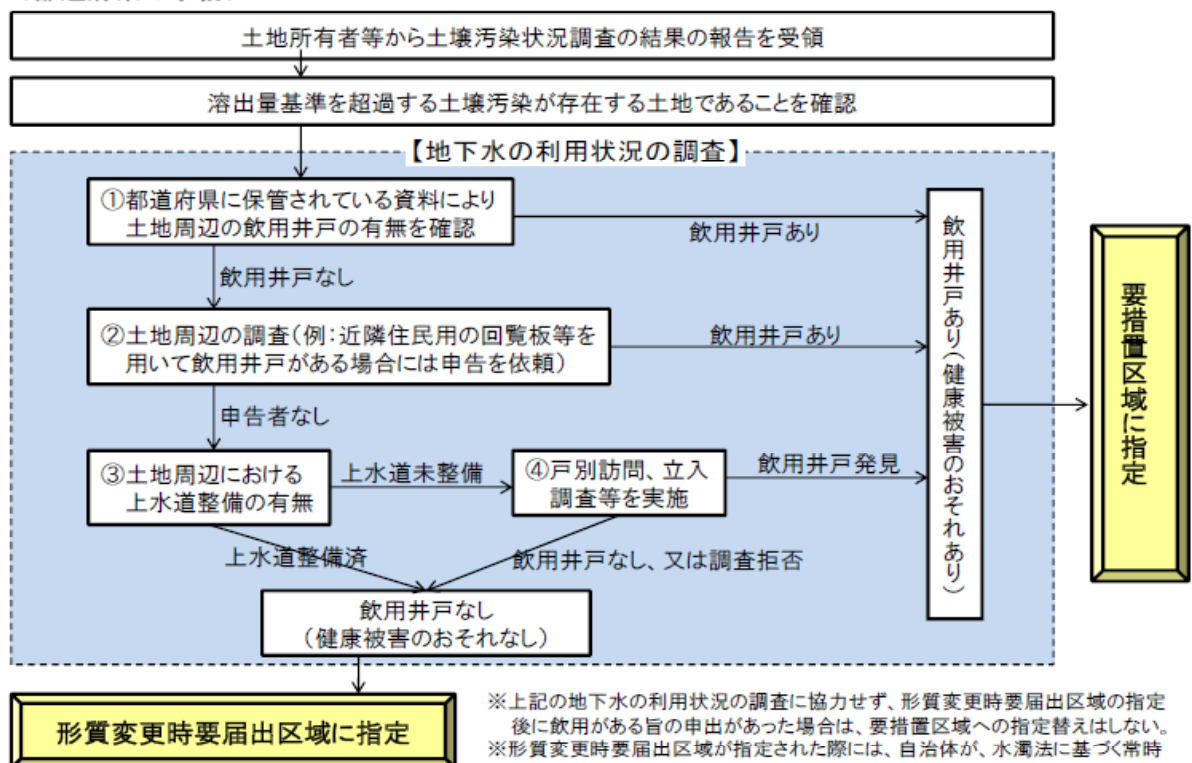
土地所有者等の手続

調査実施者の手続



要措置区域に指定される土地の基準【新第6条第1項関係】②

<都道府県の事務>



3. Q & A

Q1 トリクロロエチレンを使用した洗浄施設を廃止しようと思います。土対法改正後の具体的な法手続を教えてください。

A1 有害物質使用特定施設(トリクロロエチレンを使用した洗浄施設も該当)を廃止する際には、まず廃止の届け、続いて土壤汚染状況調査が義務づけられています。これは改正前後であまり違いはありませんが、一部規制強化となっている部分があります。手続きの流れについて説明します。

まず、有害物質使用特定施設を廃止したときには、その日から**30日以内**に都道府県知事に届けなければなりません。(水質汚濁防止法第10条)

また、届け出た時点で**土壤汚染状況調査の義務**が発生し、**120日以内**に調査結果を報告しなければなりません。(ただし、予定されている利用の方法から見て、被害が生ずるおそれがないと都道府県知事が確認した場合には、調査が猶予されます。(土対法第3条第一項 ただし書き) この猶予については、Q2 で別途解説。)

調査は、**環境大臣が指定する指定調査機関**に依頼して行わなければなりません。調査はまず地歴の調査から始まり、以下調査対象物質の確定、調査対象地の分類、採取ポイントの設定、資料採取・測定、調査結果の評価の順に行います。

改正前の土対法では、「**特定施設で使用していた届出してあった物質**(この場合は、トリクロロエチレン)」の調査をすれば良かったのですが、今回の改正では、「**地歴調査の結果、汚染のおそれがあると認められる物質**」についても調査対象となりました。

例えば、洗浄施設が設置される以前に、(土対法施行前であっても)その土地で他の特定有害物質(例えばベンゼン、フッ素化合物など)が取り扱われていた工場である事が地歴調査で判明した場合、都道府県知事によりその物質も調査の対象とされる可能性があります。

したがって、**地歴調査結果をもとに、事前に役所とよく相談し、どの物質まで調査するかについて合意して(確認申請しその通知を入手しておく)から調査に入るのが、再調査命令等のトラブルをなくす好ましい方法**です。

調査のしかた、進め方についてはこれまでと大きな変更はありません。

指定調査機関で行われた調査が終了したら、その「**土壤汚染状況調査**」結果を都道府県知事に報告します。知事は、その結果を濃度基準をもとに規制対象となるか判断します。基準値以下なら**規制対象外**となり、基準値以上の場合には、健康被害のおそれの基準への該当性判断を行います。おそれがある場合には、その土地を「**要措置区域**」に指定し、ない場合には「**形質変更時要届出区域**」に指定します。

この2つの区域に指定されると、その土地に対して措置義務や規制がかかります。これについては、以後のQ&Aの中で改めて説明します。

Q2 クロロカーボンを使用した洗浄施設を廃止しても、引き続き工場の敷地として使用する等の場合には土壤汚染の調査義務は発生しないそうですが、具体的にはどのような場合ですか。

A2 以下のいずれかに該当する場合には、**調査の実施の義務は猶予**されます(法第3条第1項ただし書)。ただし、該当することについて都道府県知事の確認を受けることが必要です。

①その土地が一般の人が立ち入らない工場・事業場の敷地として利用される場合

(例)引き続き同じ工場の敷地として利用される場合、A工場が廃止されてその敷地が売却されB工場の敷

地として利用される場合

②その土地が従来と同じ工場・事業場の敷地として引き続き利用される場合。この場合は、その土地が一般の人が立ち入るものであってもよい。

(例) A大学の有害物質使用特定施設が廃止されその土地が引き続きA大学のキャンパスとして利用される場合、コインランドリーが特定有害物質を使用する洗濯機を廃止して水洗いの洗濯機のみを残して営業を続ける場合

③小規模な工場・事業場において、事業用の建築物と事業主の住居が同一である又は近接して設置されており、かつ、事業主がその住居に居住し続ける場合

(例) 個人経営の小規模なクリーニング店、工場などが対象。

この「ただし書きによる猶予」は、最初の法定時からあり、今回の改訂でも変更はありません。この猶予はこれまで特定施設廃止4751件のうち、3676件が(平成15年2月から20年8月までの累計:環境省資料)が認められおり、土地利用の方法等に変化がなく、健康被害のおそれが生じない限り今後も継続します。

しかし、この猶予されている土地の形質変更を行う場合には、その旨を都道府県知事に届け出なければならず、知事はこれを受けて調査が必要か検討し、必要な場合は、調査が命じられます。

①、②、③以外の場合、例えば工場(全部または一部)を、商業施設や住宅、公園・公共施設に用途変更する場合には、調査を実施しなければなりません。

Q3 土壤汚染状況調査の義務が発生しても、その調査を省略できるとのことですが、その内容を教えてください。

A3 改正土対法では、義務の発生した地歴調査、特定有害物質の全部あるいは一部の調査を省略することができます(ギブアップの新設)。この場合、調査を行っていない物質については、濃度基準値以上の汚染があるとみなされ、要措置区域あるいは形質変更時要届け出区域のどちらかに指定されます。

汚染状況調査にかかる費用と時間が節約できるメリットがあり、規制対象区域の指定を受けた後の土地利用のしかたによっては有効な方法です。

Q4 自主調査で土壤汚染が判明した場合、規制対象区域の指定を申請するメリットはなんでしょうか。

A4 法的義務はないが、所有している土地を売却したい等の理由で、自主的に土壤汚染調査を行ったところ、基準値を超えるトリクロロエチレンの汚染が判明した。このような場合、知事に対して規制区域指定を申請できます(法第14条)。当初は義務化する案が提出されましたが、産業界の反対や、義務化すると逆に自主的調査そのものがされなくなる等の意見が大勢となり、任意となりました。申請して区域指定されると企業イメージが悪くなり、マイナス要素が大きいとの考え方もありますが、一方で、区域指定されても浄化工事を行い指定解除されれば、知事のお墨付きを得たクリーンな土地と認められ、土地取引上、望ましくなるとの考えもあります。どちらの考えが当事者に支持されるかは、改正法施行後の申請がどのくらい出てくるか、推移を見なければわからないというのが、正直なところでは。

Q5 要措置区域に指定された場合の、対策の流れについて教えてください。

A5 クロロカーボンの溶出基準量を超過する汚染が存在し、かつ周辺に飲用井戸がある場合には、健康被害のお

それがあるとして、「要措置区域」に指定されます。(飲用井戸がなければ、「形質変更時要届出区域」に指定。)

指定されると、知事から書面で、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の範囲、講ずべき措置、その期限が指示されるので、それに従って措置を実施します。

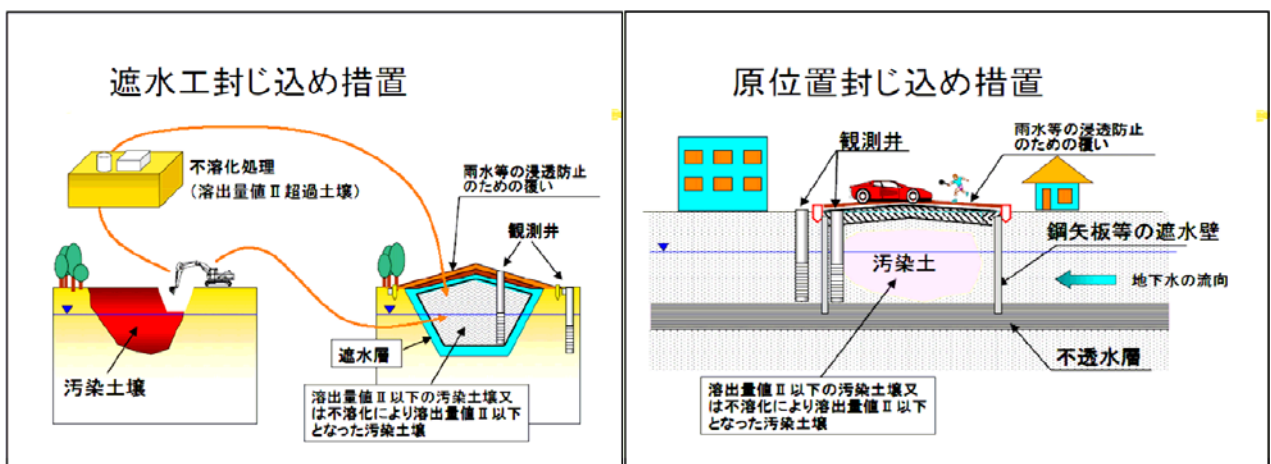
その指示措置の内容は以下です。(クロロカーボン等の第一種特定有害物質の場合)

		措置指示	同等の措置
①	地下水汚染なし	地下水モニタリング	以下に定める措置
②	地下水汚染ありかつ第二溶出量基準適合	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)	遮水工封じ込め、土壤汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
③	地下水汚染ありかつ第二溶出量基準不適合	原位置浄化を行い、第二溶出量基準に適合させてから、遮水工封じ込め(原位置封じ込め)	遮水工封じ込め、土壤汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止

今回の改正で、指示する措置は、地下水汚染がない場合は「地下水の水質測定」を基本とし、ある場合には「**遮水工封じ込め措置**」を基本とすることになりました。すなわち、必ずしも汚染の除去(掘削除去、原位置浄化)を必要とせず、健康被害のおそれをなくす(封じ込め)ことでも良くなりました。(これまでは、第二溶出量基準不適合の場合には、汚染の除去が義務づけられていました。)

注) 遮水工封じ込め措置: 汚染土壤を掘削して、当該指定区域内に設置した二重遮水シート等の遮水層を有する封じ込め施設内に、掘削した汚染土壤を埋め戻す措置。

注) 原位置封じ込め措置: 汚染土壤を鋼矢板その他の遮水壁により囲み、上面から雨水が浸透しないようにするため、上部はコンクリート又はアスファルトで覆うことにより封じ込める措置。



(環境省 HP 「土壤汚染対策法に係る技術的事項について 汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準」より)

また、操業中の工場など土壤の掘削をとまなう封じ込め等が難しい場合の対応として、「地下水汚染の拡大防止」も新たに同等の措置として認められました。

「遮水工封じ込め(原位置封じ込め)」、「地下水汚染の拡大の防止」の各措置を取られた土地は、「要措置区域」から「形質変更時要届出区域」に指定変更されます。

ただ、その措置により区域指定が解除(白判定)となるわけではありません。**指定解除を受けるためには、これまでと同様に、土壤汚染の除去(汚染土壤を除去するか、汚染土壤から汚染物質を取り除くのいずれか。)**が

必要で、もちろん地下水の汚染がある場合にはその浄化も必要となります。

Q6 形質変更時要届出区域に指定された場合、その土地の扱いはどうなるのでしょうか。

A6 先にも述べたように、溶出量基準を超える汚染があっても近くに飲用井戸がない場合には、その土地は「形質変更時要届出区域」に指定されます。従って、区域指定の大半がこれになると予想されています。また、Q5で述べたように、「要措置区域」で封じ込め措置等が講じられると、この区域に指定替えになります。

この区域に指定された土地は、掘削、造成などの形質変更を行わなければ対策を採る必要はなく、そのまま土地を利用、あるいは譲渡することもできます。

また、軽微な形質変更は、次のいずれにも該当しなければ、行うことができます。（「要措置区域」も同様。）

- ① 指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
- ② 形質の変更を行う部分の面積の合計が10m²以上であり、かつ当該部分の深さが50cm以上であること。
- ③ 形質の変更を行う部分の深さが3m以上であること。

なお、上記①、②、③のいずれかに該当する形質変更を行うときには、14日前までに都道府県知事に届け出なければなりません。また、その形質変更にあたっては、汚染土壌の飛散、特定有害物質の揮散または流出の防止、および地下水汚染の防止のための措置を講じながら、施工しなければなりません。

この、「形質変更時要届出区域」を設けたことが、今回の法改正の大きなポイントです。**土壤汚染がわかった土地でも、その汚染の飛散・拡散・浸透がなくて、健康被害発生のおそれがない場合には、その状態を保ち続け管理することを法律で認めることにより、掘削除去の偏重を少しでも改善すること**を目的にしています。

ただ、世界的にもまれな日本人の「潔癖性」を考えると、「封じ込めてあるから安全だとは言っても、やっぱり汚染された土地は気持ち悪い、さっぱりきれいにしたい」という要望が強く、「形質変更時要届出区域」のまま利用されるケースはそれほど出てこないのではないかという考えも根強くあります。施行後の動向が注目されます。

今回の土壤汚染対策法の改正内容について概略を解説しました。なお、今回の改正には、汚染土壌の搬出等の規制強化、指定調査機関の信頼性向上のための施策などもありますが、クロロカーボンのユーザーとは直接関係ないので解説は省きました。

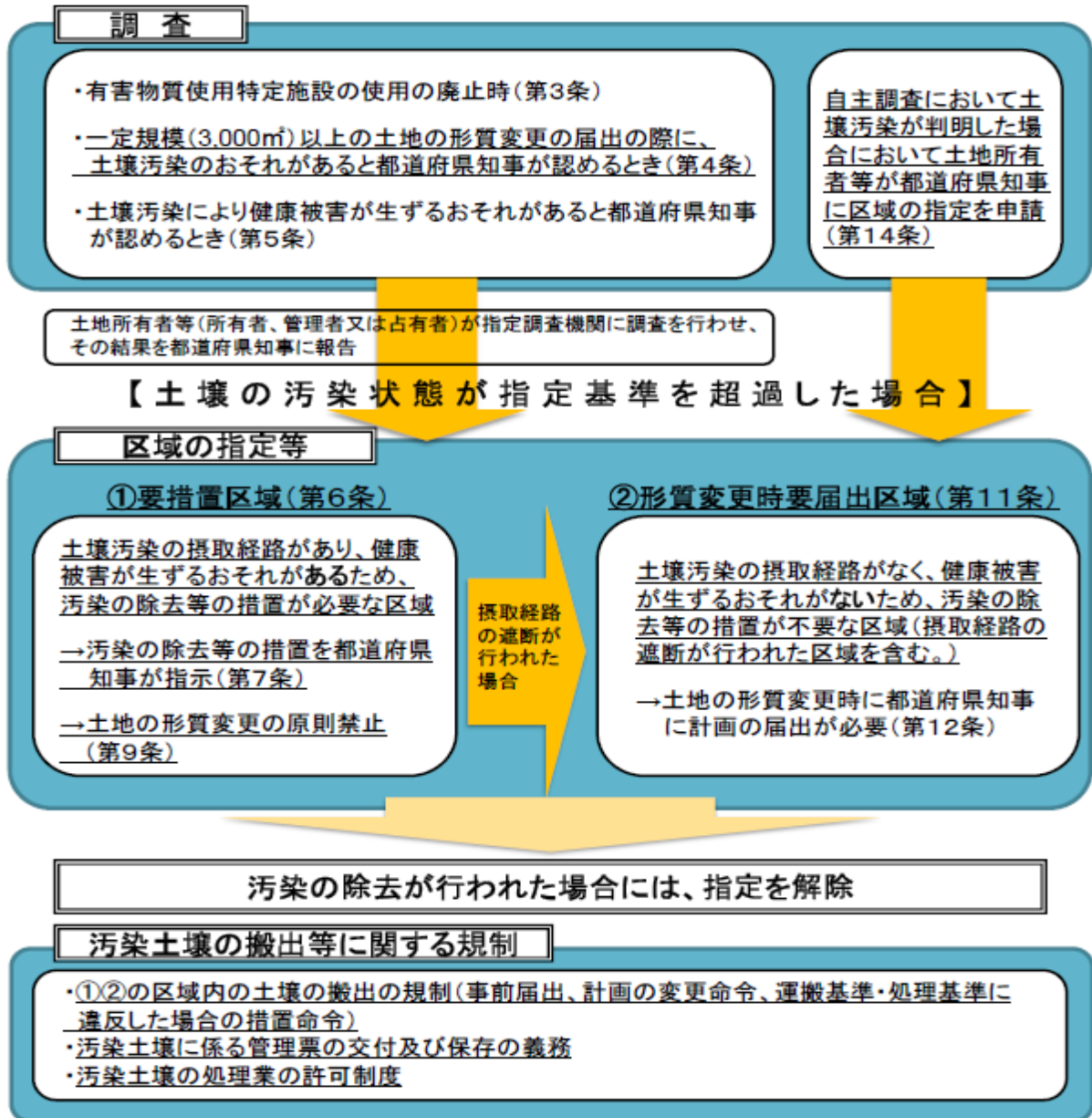
改正法と政省令案の詳細については下記の環境省 web site で公開されている法令、政省令、その他今後逐次追加される解説記事等にて確認ください。

土壤汚染対策法について（環境省） <http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>

また、国の法律とは別に、各地方自治体の条例等による上乘せ規制もありますので、それらにもご注意ください。例えば東京都は、都環境確保条例に基づく土壤汚染対策指針の改正を同じ4月1日から施行しました。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/dojyo/dojyo23.htm>

最後に、今回の改正土対法の概要（環境省 HP より）を下記に載せましたので、解説記事と併せてご覧ください。



※改正土壤汚染対策法は、平成22年4月1日から施行
 ※下線部が改正内容

クロロカーボン衛生協会

2010年4月

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 8 階

電話: (03) 3297-0321 FAX: (03) 3297-0316

URL: <http://www.jahcs.org/> E-mail: y-yamamoto@jahcs.org